

被扶養者異動届 必要書類一覧（義務教育を終了した子の場合）

【A】+【B】+【C】+【D】の書類を揃えて、(株)パルGHD・(株)パルの方は大阪本社人事部、(株)ナイスクラブ・(株)マグスタイルの方は東京本社管理部総務へご提出ください。届出以外の書類等(収入の証明書等)の提出が必要な場合、その書類等の内容はその方の個人情報にあたりますので、これらの添付書類に限り、直接健保組合に提出いただいて結構です。

【A】申請理由に関わらず提出必須書類

	提出書類		入手場所
必須書類	健康保険被扶養者異動届		パルグループ健保HP からダウンロード
	被扶養者状況調査書		
	世帯全員分の住民票 (続柄の記載があるもの、発行から3か月以内のものに限る)		市区町村役場
	国民健康保険に 加入中の方	資格確認書の写し、または 資格情報画面※のスクリーンショット	
	直近まで社会保険に 加入していた方	健康保険資格喪失証明書	直近まで加入していた 健康保険組合

※「資格情報画面」の確認方法はこちらをご確認ください。 → <https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html>

+

【B】状況に応じて追加

	提出書類		入手場所
別居の場合	直近3ヵ月分の仕送りの証明書 (送金額がわかる振込明細か預貯金通帳・現金書留等の(写))		銀行、郵便局 等
障がいのある方の場合	障害者手帳(写)		福祉事務所 等
外国籍の方の場合	①在留カード(両面写) ②特別永住者証明書(両面写) ③外国人登録証明書(両面写) ①～③いずれか1点		市区町村役場
学生の場合	①在学証明書 ②学生証(両面写) ①～②いずれか1点		学校

+

【C】子の収入状況に応じて追加

	提出書類		入手場所
1年以上無職の場合	課税(非課税)証明書		市区町村役場
退職後1年以内の場合	失業給付金を受給予定 (待機・延長中)	雇用保険受給資格者証(両面写)	ハローワーク
		誓約書	パルグループ健保まで お電話ください
	失業給付金を受給しない (受給資格がない)	離職票1,2(写)	前職企業
		誓約書	パルグループ健保まで お電話ください
個人事業を廃業した場合	個人事業廃業届出書(写)		税務署 等
失業給付金を 受給終了した場合	雇用保険受給資格者証(全面・写) ※受給終了の印字のあるもの		ハローワーク
現在収入がある場合	給与収入がある	直近3ヵ月分の給与明細(写) (就職後3ヵ月未満の方) 雇用契約書(写) または 収入見込通知書(写)	現職企業
		課税(非課税)証明書	
		確定申告書(写)	
	自営業収入がある	収支内訳書(写) または 青色申告決算書(写)	税務署
		課税(非課税)証明書	
		確定申告書(写)	
	年金を受給中	直近の年金支払通知書(写) または 年金改定通知書(写)	日本年金機構
	失業給付金を受給中	雇用保険受給資格者証(両面写)	ハローワーク
	出産・傷病手当金を受給中	支給決定通知書(写)	支給元の健康保険組合

(次ページへ続く)

+

【D】配偶者の収入状況に応じて追加

◎配偶者がいない場合

	提出書類	入手場所
いずれか1点	ひとり親医療証（写）	市区町村役場
	児童扶養手当証書（写）	
	世帯全員分の住民票 （筆頭者・続柄の記載があるもの、発行から3か月以内のものに限る）	
	※ひとり親医療証・児童扶養手当証書がない、かつ、子の筆頭者が被保険者以外の場合 被保険者本人の戸籍謄本（発行から3か月以内のものに限る）	

or

◎配偶者がいる場合（配偶者の収入書類を添付してください）

	提出書類		入手場所
パルグループ健保の 被扶養者の場合	なし		-
1年以上無職の場合	課税（非課税）証明書		市区町村役場
退職後1年以内の場合	失業給付金を受給予定 （待機・延長中）	雇用保険受給資格者証（両面写）	ハローワーク
		誓約書	パルグループ健保まで お電話ください
	失業給付金を受給しない （受給資格がない）	離職票1,2（写）	前職企業
		誓約書	パルグループ健保まで お電話ください
現在収入がある場合	給与収入がある	直近3か月分の給与明細（写）	現職企業
		（就職後3か月未満の方は） 雇用契約書（写） または 収入見込通知書（写）	
	自営業収入がある	課税（非課税）証明書	市区町村役場
		確定申告書（写）	税務署
		収支内訳書（写） または 青色申告決算書（写）	
	年金を受給中	直近の年金支払通知書（写） または 年金改定通知書（写）	日本年金機構
	出産・傷病手当金・ 育児休業給付金を受給中	支給決定通知書（写）	支給元の健康保険組合 または、ハローワーク
	現在、産育休中で 各種手当金を受給前	産休取得前6か月分の給与明細（写）	現職企業
	失業給付金を受給中	雇用保険受給資格者証（両面写）	ハローワーク

※扶養の認定条件につきましては下記URLからご確認ください。
https://www.c-canvas.jp/kenpo/pal/health_insurance/certification_conditions/index.aspx

- ※夫婦で子を扶養する場合は、原則、年間収入の多い方の被扶養者とします。
- ※申請対象者が各給付金受給中に申請するときは、受給日額が3,612円未満が条件（60歳以上または障害年金受給者は5,000円未満）となります。
- ※申請内容を確認後、追加で書類のご提出をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ※書類はお早めにご提出ください。書類の取り寄せに時間を要する場合は、パルグループ健保組合までご連絡ください。
- ※必要書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。審査の結果、不認定となる場合がございます。

パルグループ健康保険組合 TEL：06-6459-1685(平日9：00～18：00)